

四国森林管理局の物品材料単価等について

- 1 物品材料単価等については、下記のとおりお知らせすることとしています。
 - ① 四国森林管理局で決定した単価等は、四国森林管理局ホームページの「令和〇年〇月から適用する物品材料単価等」に記載。
 - ② 各森林管理署等で決定した単価等は、入札公告に記載。
なお、同じ品名の単価等が四国森林管理局ホームページ又は物価資料に掲載されている場合でも、この署等で決定した単価等を適用することとしています。

- 2 四国森林管理局で決定する物品材料単価等の改定は、原則年2回とし、この改定した単価等は10月又は4月以降に公告する工事等（測量・コンサルタント業務含む）に適用することとしています。適用時期については変更することがあります。ただし、物価変動の激しい場合は必要に応じて見直すこととしています。

- 3 物価資料（「建設物価」、「積算資料」）により決定した単価は、物価資料に掲載されている単価を平均して算定しています。ただし、単一の物価資料にしか掲載のないものについては、その単価とします。
また、物価資料の単価適用時期については、下記のとおりです。

10月以降に公告する工事等

積み上げ積算方式	物価資料発刊月	7月
施工パッケージ型積算方式	物価資料発刊月	4月

4月以降に公告する工事等

積み上げ積算方式	物価資料発刊月	2月
施工パッケージ型積算方式	物価資料発刊月	10月

- 4 工事契約期間中に主要な工事材料の価格に著しい変動があった場合は、契約期間内に国有林野事業工事請負契約約款に基づき対応することとします。